

工事成績評定要領に関する質疑応答集

R7.2.27作成

番号	分類	質問	回答
1	考査項目別運用表	<p>(働き方改革) 34. 『若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。』となっているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手の基準は30歳か ・女性技術者は現場代理人でもよいか 	<p>若手とは契約時点で40歳未満とし、女性は年齢を問いません。</p> <p>現場代理人については、工程管理・現場管理等により、工事の遂行に重要な役割を果たしていればよいこととします。</p> <p>※ 若手・女性ともに「技術者の登用」と理解してください。</p>
2	加点措置要領	<p>完全週休2日(土日)等において、契約日から工事完成日の全期間と記載されている。</p> <p>島根県週休2日工事特記仕様書の土木部編では、対象期間が工事着手日から工事完成日、農林水産部編では工事着手日から工期末の20日前までの期間と相違している。</p> <p>特記仕様書及び休日等取得計画(実績)表も改定する予定か。</p>	<p>特記仕様書及び休日等取得計画(実績)表は改定しません。</p> <p>※ 創意工夫における完全週休2日は、島根県週休2日工事試行要領(土木部編、農林水産部編、港湾・漁港漁場工事編)及び特記仕様書等(以上「週休2日要領等」という)を根拠にする加点措置ではありません。</p> <p>※ 書類簡素化のため、達成状況の確認は週休2日要領等の休日等取得実績表を利用することから、対象外期間(着手前や完了前)について追加の記載は求めず、記載の期間内のみで審査します。要するに、休日等取得実績表においてカウントされない部分(契約から工事着手まで及び工期末)を除いた期間について、土日の閉所を確認することになります。</p>
3	加点措置要領	<p>別紙1創意工夫における加点措置確認書の合計欄は、該当数及び加点合計を記載するのか。</p>	<p>加点合計を記載します。</p> <p>※ 発注者が記載する欄とし、様式を修正します。</p>
4	手引き	<p>事務簡素化のため創意工夫は5項目が上限となるが、何が評価されたかとか、評価されなかった理由やコメントを返してほしい。</p>	<p>事務簡素化のため書面で理由を返すことはしないので、ご理解願います。</p>
5	手引き	<p>社会性等は総合判断だが、1項目でも内容によっては高評価となることはあるのか。</p>	<p>活動の内容や貢献度によります。</p>
6	手引き	<p>以前は、2施工状況II工程管理のその他で、4週8休を加点評価していたが、それはなくなるのか。</p>	<p>その通りです。</p> <p>※ 既に国はなくなっており、これに準じています。積算上では4週8休が標準となり、労働基準法の適用開始も踏まえた改定です。</p>
7	手引き	<p>創意工夫は5個が上限となったが、新たな工種が追加(例えば道路工事の発注に河川工事が追加)になった場合、新たな創意工夫を追加することはできないか。</p>	<p>追加しません。</p> <p>※ 工種の追加は極力行わないこととしているので、追加を前提とした制度設計はいたしません。</p>
8	手引き	<p>創意工夫及び社会性等の手続きにおいて、個表の提出を求めているが、計画書(様式第66号の1,2)で内容が確認できれば個表は作成しなくてもよいのではないのか。</p>	<p>必須ではありませんが、様式第66号の工夫内容(概要)だけで、対象や評価の正否(特筆すべき工夫か、効果・貢献の程度等)を説明又は判断できるとは考え難いと思われます。</p>

工事成績評定要領に関する質疑応答集

R7.2.27作成

番号	分類	質問	回答
9	手引き	創意工夫は評価対象の有無に関わらず計画の提出数で5件までとなっているが、評価対象数で5件までにできないか。	計画の提出数で5件を上限とします。 ※ ご提案では現状とあまり変わらない（受発注者の負担が減らない）と考えられるので、有用な工夫を厳選してください。
10	手引き	創意工夫・社会性等において、時間外労働・休日出勤等を評価対象としないこととした理由は。	今回の改定目標の一つに「建設現場の働き方改革」があり、時間外労働や休日出勤の削減は重要な目標です。また、R6改定共通仕様書により、休日の取得計画を作成し竣工検査時にこれを確認することとなっています。 これらを踏まえ、時間外や休日出勤が増えるような活動については、評価対象としないこととしました。
11	手引き	自治会等が行われる清掃活動（道路・水路等）などの参加は、「発注者や地元自治体等が主催する催し等に、便乗する内容」に該当するか。	単に参加することを評価するのではなく、活動実績の地域への貢献度により評価します。 ※ 他者の催しに便乗する程度で貢献度が低い活動であれば、低評価（内容によっては評価対象外）になるという意味です。
12	手引き	自治会等の清掃活動が休日に行われた場合、これに参加することは「時間外労働、休日出勤、働き方改革に反する取り組み」に該当するか。	一般的に、自治会等の清掃活動への参加は、契約（工事）の履行に関係しないので、そのために休日出勤等を行うのは働き方改革に逆行するものと解します。 ※ ただし、工事工程に影響なく、適切に代休等が確保される場合はこの限りではありませんが、現場閉所日としては取り扱いません。
13	手引き	社として、自治会等の休日の催しや活動に参加してはいけないということか。	あくまでも社会性等における加点評価として判断します。 ※ 各社が日頃から行われている善意による地域活動・ボランティアは、成績評定とは関係ありません。
14	手引き	業務命令でなく、従業員が余暇を利用して自発的にボランティア活動を行うのであれば、認められるか。	該当になりません。
15	手引き	社会性等の6（災害時の救援活動）は、事前に計画を提出することが困難ではないか。	当該項目についても貢献度を考慮して評価します。 手続き等詳細については、発生（活動）時に監督職員と協議願います。